平成２２年（フ）第４００４号
大阪府枚方市香里園桜木町18番２―105号
債務者　田口　幸子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９１１号
大阪府高槻市月見町２番20号
債務者　橋爪　恵子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９８７号
大阪府茨木市太田２丁目13番15号
債務者　田中　律子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１４３号
大阪府東大阪市花園西町１丁目14番６号
マーブル花園303号
債務者　山内　　笑（旧姓荒川）
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１４４号
大阪府八尾市柏村町４丁目158番地の１
債務者　生駒　静代
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１５２号
大阪府寝屋川市寿町13番10号
債務者　橋本　洋祐
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１６２号
大阪市阿倍野区阿倍野筋４丁目13番29号
債務者　大内　裕明
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１９７号
大阪府門真市上野口町54番13―106号
債務者　ＳＵＮ設備こと　大原　　洋
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２２８号
大阪府東大阪市寿町３丁目22番１号七福興産ビル202号
債務者　山本こず恵（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３１７号
大阪市城東区古市１丁目９番１―203号
債務者　田中まい子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４４７号
大阪市東住吉区湯里２丁目13番２号　ＭＩＹＯＳＨＩ　ＭＡ―１　505号
債務者　檍　　道隆
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４４８号
大阪市生野区新今里３丁目15番13号　サントマンション407号
債務者　金田栄鍾こと　孫　　榮鍾
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５００号
大阪市西区南堀江４丁目30番21―701号
債務者　ひがしだこと　東田　孝江
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５７６号
大阪市住吉区沢之町１丁目３番24号　トモエマンション２―Ｄ号
債務者　池田多美江
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５７７号
大阪市住吉区沢之町１丁目３番24号　トモエマンション２―Ｄ号
債務者　池田　吉弘
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６７８号
大阪市港区夕凪１丁目９番４号　シティパレス朝潮橋Ｐａｒｔ Ⅲ202号
債務者　山内　希裕
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７８３号
大阪府高槻市唐崎中２―９―29、住民票上の住所大阪府高槻市大塚町１丁目26番４号
債務者　前野　武男
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８３６号
大阪府東大阪市稲田本町１丁目８番21号　村田マンション201号
債務者　川原　文孝
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部